(火曜日・金曜日)

目 次

告 示 ○特定水産資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課) 〈5・2掲示〉 1 ◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附 金の指定納付受託者の指定 (政策企画課) 1 ○道路の区域変更(2件) (道路課) ○道路の供用開始 公告 ○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課) ○土地改良区の定款変更の認可 (") 高知県公営企業局管理規程 ◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程 〈5・1掲示〉 落札公告 ○落札者等の公告 (農業イノベ ーション推 進課) \bigcirc " (河 川 課) 示

高知県告示第274号の3

くろまぐろ(30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。) の漁船漁業による採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267 号) 第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間 別(令和5年4月から同年6月まで)の数量を超えているため、 同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和5年5月3日から 同年6月30日までの間、くろまぐろの漁船漁業による採捕の停止 を命ずる。

令和5年5月2日(掲示済)

高知県知事 濵田 省司

高知県告示第290号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の 規定に基づき指定納付受託者を令和5年5月16日に指定したの で、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月16日

高知県知事 濵田 省司

指定納付受託者 事務所の所在地 名称		指定納付受託 者に納付させ る歳入	指定期間
東京都千代田区 一番町8 住友 不動産一番町ビ ル7階	READYFO R株式会社	インターネッ トを利用して 納付される 「こうちふる さと寄附金」 に係る寄附金	令和5年 5月16日 から令和 6年3月 31日まで

高知県告示第291号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年5月16日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和5年5月16日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線 名 末清夜須
- 3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市夜須町細川字 石コエカド907番3 から	前	4. 3	135
香南市夜須町細川字 東ジル澤274番3ま で	後	18. 7	135

高知県告示第292号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年5月16日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和5年5月16日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重倉笠ノ川
- 3 道路の区域

_						_
	区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)		
南国市白木谷字西萩 野3429番6から 南国市白木谷字西萩 野537番1まで	前	5. 7	94			
		後	11. 1	94		

高知県告示第293号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年5月16日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県安芸士木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月16日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市大井字佐々木乙436 番2	114	令和5年5月16 日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定によ り、高知県吾南土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した 役員の届出があった。

令和5年5月16日

高知県知事 濵田 省司

役名 氏 名 住 所 (退任)

前田 眞作 高知市春野町弘岡上486番地 理事 幸利 ル 3116番地 春野町弘岡中168番地 國澤 静介 " IJ 泰昌 〃 2332番地 門田 IJ 高橋 敏秀 # 春野町弘岡下2786番地 11

山﨑 雅市 " 春野町森山2415番地

北村 和弘 " 1336番地

塩田 暉郎 " 1409番地 春野町西畑1033番地 IJ 矢野 駿郎 リ 松岡 義之 " 春野町仁ノ2番地 髙橋 啓忠 " 春野町西分1133番地1 四郎 ル 山中 100番地 植田 豊博 ル 春野町秋山577番地 十居 秀博 # 春野町甲殿656番地 髙橋 和夫 " 春野町東諸木553番地 岡崎 孝志 リ 2654番地 1 高橋 國博 ル 春野町芳原1474番地1 監事 泰征 ル 春野町西諸木721番地 雨森 光夫 # 春野町西分3495番地 深瀬 志彦 " 春野町弘岡上1912番地 II 七居 光博 " 春野町秋山618番地の2 (就任) 理事 前田 眞作 高知市春野町弘岡上486番地 細川 幸利 』 II 3116番地 國澤 静介 ル 春野町弘岡中168番地 門田 泰昌 " 2332番地 高橋 敏秀 # 春野町弘岡下2786番地 北村 和弘 " " 1336番地 山﨑 雅市 〃 春野町森山2415番地 吉川 曹司 " 1374番地 矢野 恒夫 " 春野町西畑1038番地 松岡 義之 " 春野町仁ノ2番地 髙橋 啓忠 〃 春野町西分1133番地1 隆二 ル 加藤 2576番地 4 植田 豊博 〃 春野町秋山577番地 十居 秀博 # 春野町甲殿656番地 髙橋 和夫 # 春野町東諸木553番地 岡崎 孝志 リ]] 2654番地1 高橋 國博 ル 春野町芳原1474番地1 監事 深瀬 志彦 ル 春野町弘岡上1912番地 雨森 光夫 " 春野町西分3495番地 七居 光博 " 春野町秋山618番地の2 川島 和彦 # 1252番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、四万十市入田土地改良区の定款の変更を令和5年4月21日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年5月16日

高知県知事 濵田 省司

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年5月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 笹岡

高知県公営企業局管理規程第10号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程(昭和28年高知県電気局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「午前7時」を「午前5時」に改める。

附 則

この規程は、令和5年5月8日から施行する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す ス

令和5年5月16日

高知県知事 濵田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 令和5年度高知県IoPクラウド運用保守等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県農業振興部農業イノベーション推進課 高知市丸ノ内 一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 KCC・KSS・NTTドコモ・ネポン共同企業体 高知市 本町四丁目 1 番16号
- 5 随意契約に係る契約金額 127,281,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 政令第11条第1項第2号に該当するため

 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和5年5月16日

高知県知事 濵田 省司

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 高知県水防情報システム改修委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県土木部河川課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日 令和5年4月13日
- 4 落札者の氏名及び住所 西日本電信電話株式会社高知支店 高知市帯屋町二丁目 5 番 11号
- 5 落札金額 247,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日 令和5年3月3日

2